

## 第2章 諸手当

### ○日向東臼杵広域連合職員の被服貸与に関する規則

（平成13年4月1日規則第5号）

（平成19年3月28日規則第1号）

（最近改正 平成26年3月19日規則第1号）

（目的）

**第1条** この規則は、職員が職務遂行上必要な被服の貸与（以下「貸与品」という。）について、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与の範囲等）

**第2条** 被服を貸与する職員（以下「使用者」という。）の範囲、貸与品の種類、数量及び貸与期間は、別表に定めるところによる。

2 前項に規定する貸与品の数量及び貸与期間は、特別の事情がある場合には、変更することができる。

（管理及び使用）

**第3条** 事務局長は、被服を貸与した場合は、被服の貸与台帳に登載し、貸与の状況を明らかにしておかなければならない。

2 使用者は、貸与期間満了前に貸与品をき損し、又は亡失したときは、貸与品のき損（亡失）届を速やかに事務局長に届け出なければならない。

3 事務局長は、使用者が故意若しくは過失により貸与品をき損し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を弁償させることができる。

（返納）

**第4条** 使用者が退職又は配置替えになった場合は、直ちに貸与品を返納しなければならない。ただし、事務局長がその必要がないと認めたものについては、この限りでない。

2 前項の場合において、使用者が1月以上勤務に就かないときは、その期間を貸与期間から控除する。

（支給）

**第5条** 貸与期間の満了した貸与品は、使用者に無償で支給することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月10日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

第5類 給与（日向東臼杵広域連合職員の被服貸与に関する規則）

別表（第2条関係）

貸与する職員の区分	貸与品の種類	数量	貸与期間(月)
事務局長	作業帽子	1	24
	作業服上下（夏）	1	24
	作業服上下（冬）	1	24
	安全靴（皮）	1	60
	ゴム長靴	1	60
総務係職員	作業服上下（夏）	1	24
	作業服上下（冬）	1	24
	安全靴（皮）	1	60
業務第1係職員（事務部門）	作業服上下（夏）	1	24
	作業服上下（冬）	1	24
	安全靴（皮）	1	60
	ゴム長靴	1	60
	雨合羽	1	60
業務第1係職員（技術部門）	作業服上下（夏）	1	12
	作業服上下（冬）	1	12
	防寒着	1	60
	安全靴（皮）	1	60
	ゴム長靴	1	60
	雨合羽	1	60
業務第2係職員	作業帽子	1	12
	作業服上下（夏）	1	12
	作業服上下（冬）	1	12
	防寒着	1	60
	作業用手袋（ゴム）	12	12
	作業用手袋（綿）	6	12
	ゴム長手袋	2	12
	安全靴（皮）	2	24
	ゴム長靴	1	24
	雨合羽	1	36
	エンカン服	2	12